

介護福祉士実務者研修受講資金貸付 Q&A

Q01	これから実務者研修を申し込みますが、申請できますか。
A01	本制度は、現在受講中（申し込み済みで授業開始前も含む）の方を原則対象とします。まず受講申し込みを済ませ、そのうえで本件を申請して下さい。
Q02	実務者研修修了見込みが来年度にまたがりますが、申請できますか。
A02	申請できます。またスクーリングが来年度開始であっても、本申請期間中に申込み済みであれば申請できます。なお募集要項により、対象受講期間を限定する場合もあります。募集要項と照合して下さい。
Q03	現在実務者研修受講中ですが、まだ介護等職場に就職していません。申請できますか。
A03	介護職場への就職が内定している場合は、申請できます。内定している職場に、推薦書の作成を依頼して下さい。
Q04	介護福祉士受験に必要な実務経験が3年未満です。申請できますか。
A04	申請できます。介護福祉士受験は、実務者研修修了かつ実務経験3年双方を充足した年度に必ず受験して下さい。
Q05	正社員または常勤社員でなければ申請できませんか。
A05	パートでも申請できます。ただし年間180日以上、免除対象業務に従事することが必要です。
Q06	申請金額には、実務者研修の授業料（受講料）以外も含められますか。
A06	実務者研修の授業料以外にも、国家試験受験料、各交通・宿泊費、参考書・問題集代、国家試験対策講座受講料等含められます。申込み時点で支出していないものでも、今後支出見込みのものは含められます。
Q07	資金使途を証明する領収書等の、申請書への添付及び送付は必要ですか。
A07	原則不要です。
Q08	貸付を申請する場合、どのようにすればいいですか。
A08	本件申請は、介護等職場の推薦が要件となります。 申請書類は、長崎県社協ホームページからのダウンロード等により入手して下さい。申請手続きは、申請書等申込書類を作成、準備のうえ介護等事務所へ提出して下さい。介護等職場で推薦書を作成、申請書類のチェックを行い、長崎県社協に郵送することになります。 後日審査結果及び資金交付の通知も原則介護等職場を通じて行います。また返還免除を得るまでの就業確認も、介護等職場の協力のもと行います。
Q09	貸付対象は個人ですか、事業所ですか。
A09	個人です。事業所は前記Q08の通り、各手続きで協力願います。
Q10	貸付期間は、いつからいつまでですか。
A10	本件承認後、貸付金を送金します。貸付契約での貸付期間は、実務者研修受講期間とします。

Q11	借受後に、実務者研修施設を退学した場合はどうなりますか。
A11	既に借受けた金額を返還していただきます。
Q12	国家（介護福祉士）試験に不合格の場合、返還が必要ですか。
A12	初回の試験不合格の場合、次年度の試験まで返還猶予を継続します。次年度の試験も連続して不合格の場合は、返還となります。
Q13	国家（介護福祉士）試験は、いつ受けてもよいのですか。
A13	介護福祉士受験は、実務者研修修了かつ実務経験3年双方を充足した年度に必ず受験して下さい。本件借受後に受験できる状態で受験しなかった場合は、不合格としてカウントします。
Q14	介護福祉士の登録は、試験合格後いつまでにすればよいのですか。
A14	合格した年の5月末日までに行って下さい。それまでにできなければ、返還となります。なお、返還免除期間（2年間）の算定は、資格登録日から行います。早く登録すればするほど、返還免除に早く到達します。
Q15	借入期間（含む返済猶予期間）中に死亡した場合、又は心身の故障により介護等業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A15	業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。 また、業務外の事由による死亡、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。ただし疾病等やむをえない事情の場合は、返還猶予が認められる場合もあります。また相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q16	借入金の返還が必要な場合、分割払いはできますか。
A16	原則一括返還ですが、申請により分割払い（毎月2万円以上）が認められる場合があります。
Q17	返還免除要件の介護等業務への従事「2年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A17	原則として連続している必要があります。ただし連続している状態と同視できる場合には連続とみなします。後記のQ18、19も、参照して下さい。
Q18	現事業所を辞め、別の介護等職場で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A18	長崎県内の介護等業務であれば対象になります。ただし1か月内に再就職するなど、連続して勤務していると認められる場合に限ります。前業務先の「退職届（第25号）」、と新業務先の「業務従事届（第20号）」を県社協へ提出して下さい。
Q19	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められないことになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A19	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。